

三浦市営住宅条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

市営晴海住宅及び市営下宮田住宅（共同施設である集会所を含む。）については、その耐用年数を超えるものであり、近年の台風等の暴風雨による被害状況その他施設・設備の補修の困難性等に鑑み、用途を廃止することとし、条例上必要な規定の整備等を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 市営晴海住宅及び市営下宮田住宅について、市営住宅として廃止することについて必要な規定の削除を行う。【別表第 1 関係】
- (2) 市営下宮田住宅集会所について、市営下宮田住宅に係る共同施設として廃止することについて必要な規定の削除を行う。【別表第 2 関係】
- (3) 前記（1）及び（2）の改正に伴う所要の規定の整理を行う。【第 2 条、第 3 条、第 3 条の 8 関係ほか】

3 施行期日

改正後の条例は、公布の日から 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとする。